

別紙2-1ア

【移住・定住促進暮らし応援事業費補助金(新築住宅取得)・空き家取得費補助金・空き家改修費補助金・空き家家財道具等処分費補助金】

令和      年      月      日

大洲市長様

申請者 住所

氏名

印

<申請者が複数の場合>

住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要です。)

承諾書

大洲市移住・定住促進補助金交付要綱第5条の規定による事業計画の認定を申請するに当たり、市が世帯構成員全ての住民情報及び市税等の情報を調査することに同意するとともに、下記の事項について承諾します。

記

- 1 認定申請は、補助金の交付を前提に対象となる事業計画の認定を申請するものであり、補助金の交付を決定するものではない。
- 2 認定申請が多数となり、予算の範囲を超える場合には、認定申請の提出順に審査し、決定するため、認定申請書を提出しても採択とならない場合がある。
- 3 認定申請している補助対象となる事業は、認定通知後でなければ着手できない。
- 4 「他の補助制度による補助対象事業に係る経費」は、この補助金の補助対象経費から差し引き、その上で、補助対象経費は下限額(移住定住暮らし応援事業費(新築住宅取得)及び空き家取得費は100万円、住宅改修費は50万円、家財道具等処分費は5万円)以上でなければならない。
- 5 認定通知後は、大洲市移住・定住促進補助金交付要綱(平成29年大洲市告示第42号)の規定を遵守するとともに、速やかに必要な手続きを行わなければならない。
- 6 空き家改修費補助事業においては、改修等が完了した日以後、1か月以内に入居しなければならない。